

蒲郡市アライグマ・カニクイアライグマ
防除実施計画

令和3年4月

目 次

| | | |
|-----|-----------------|---|
| 1 | 計画策定の背景と目的 | 1 |
| 2 | 防除を行う特定外来生物の種類 | 1 |
| 3 | 防除を行う区域 | 1 |
| 4 | 防除を行う期間 | 1 |
| 5 | 現状 | 1 |
| 6 | 防除の目標 | 1 |
| 7 | 防除の方法 | 1 |
| (1) | 捕獲及び処分 | 1 |
| (2) | 捕獲の報告 | 4 |
| (3) | モニタリング | 4 |
| (4) | 普及啓発 | 4 |
| 8 | 合意形成等 | 4 |
| (1) | 地域住民との調整 | 4 |
| (2) | 土地所有者・施設管理者との調整 | 4 |

■資 料

第1号様式：蒲郡市アライグマ・カニクイアライグマ防除実施計画に基づく捕獲従
捕獲事者台帳

第2号様式：蒲郡市アライグマ・カニクイアライグマ防除実施計画に基づく捕獲従
事者証

第3号様式：蒲郡市アライグマ・カニクイアライグマ防除実施計画に基づく捕獲記
録表

別 添：防除実施区域図

1 計画策定の背景と目的

蒲郡市では、平成20年からアライグマの家屋侵入被害が顕在化し、野生化したアライグマの生息域が急速に拡大していることがうかがえます。

アライグマとその被害を増やさないためには、早期の分布状況の把握、適切な防除計画の立案、アライグマ問題の普及・啓発、市民との協働による予防・防除の実施、近隣市町村・県・国との連携などを実施することが必要です。

本計画は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき、適切かつ効果的にアライグマの防除を行うことを目的として策定しました。

2 防除を行う特定外来生物の種類

アライグマ（学名：*Procyon lotor*）

カニクイアライグマ（学名：*Procyon cancrivorus*）

3 防除を行う区域

蒲郡市全域（別添防除実施区域図）

4 防除を行う期間

防除の確認の日から令和13年3月31日まで

（外来生物法に基づく防除の告示において定められた期間）

5 現状

平成19年度から市街地における目撃通報件数が増加し、平成20年度には家屋侵入による被害が確認されています。また、平成20年度には鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく許可捕獲で2頭が捕獲され、以降令和2年度に至るまで毎年捕獲実績があることから、本市における生息域が拡大しているものと考えられます。

6 防除の目標

アライグマの個体数・生息域が拡大しつつあると考えられるため、地域から完全排除することを長期的な目標とし、被害の低減及び生息域の拡大を防止し、定着の阻止を図ります。

7 防除の方法

(1) 捕獲及び処分

ア 捕獲重点地域の設定

防除にあたっては、地域ごとに被害状況の調査を行い、重点的に捕獲を行

う地域や監視体制を強化します。

イ 捕獲方法

アライグマの生息環境、錯誤捕獲の防止、捕獲効率、捕獲事例、捕獲体制等を勘案し、箱わなによる捕獲とします。

ウ 捕獲体制

(7) 捕獲従事者

捕獲従事者は、原則として狩猟免許を有する者としします。ただし、狩猟免許を有しない者であっても、県、市、猟友会等が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術に関する講習会を受講した者は捕獲従事者に含みます。

(参考) 捕獲行為とは

捕獲行為とは、わな猟の場合、捕獲ができるようにわなを設置することをいい、単に見回りや餌の交換を行うことは捕獲行為には当たりません。

(4) 捕獲従事者台帳の整備

本市から捕獲従事者に対し、捕獲の内容を具体的に指示するとともに、従事者の担当地域、狩猟免許の有無等について記載した従事者台帳（第1号様式）を整備します。

エ 捕獲に係る留意事項

(7) 事故の発生防止

- ・ 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、捕獲従事者は市が発行する捕獲従事者証（第2号様式）を携帯することとします。
- ・ 捕獲に使用する箱わなには、箱わなごとに、外来生物法に基づく防除である旨を記載した標識を装着することとします。
- ・ わなの設置場所付近に注意喚起表示板等を設置するなど、住民等への安全確保を徹底することとします。
- ・ アライグマは、寄生虫や感染症、その他病原菌を保有している可能性があるため、捕獲したアライグマの取り扱いにあたっては、手袋を使用し、接触や糞の始末の後には十分手洗いなどを行うようにすることとします。また、捕獲の際に負傷した場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な措置を講じることとします。
- ・ 使用後の箱わなは、洗浄や消毒等を行い、感染症等を防止することと

します。

(イ) 錯誤捕獲の防止

- ・ 目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞食痕等のフィールドサインの確認あるいは侵入経路の把握等により、箱わなの適切な設置場所、設置期間を判断することとします。
- ・ 夜間に捕獲されることが多いため、箱わな設置期間中は、原則として朝を中心に一日一回以上の巡視を行うこととします。なお、錯誤捕獲が確認された場合は、速やかに放獣することとします。

(ロ) 防除区域及び期間の配慮

- ・ アライグマ以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けることとします。
- ・ 鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲にあたっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟または狩猟期間の延長と誤認されないよう実施することとします。

(ハ) 捕獲に係る禁止及び制限措置

- ・ 鳥獣保護管理法第12条第1項または第2項で禁止または制限された捕獲は行わないこととします。
- ・ 同法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法による捕獲を行わないこととします。
- ・ 同法第36条で危険猟法として規定される手段による捕獲は行わないこととします。

オ 捕獲後の取扱い

(7) 捕獲個体の取扱い

- ・ 捕獲したアライグマは、市または捕獲従事者が市の定める場所に箱わなに入れたまま運搬し、原則として、できる限り苦痛を与えない適切な方法により殺処分をすることとします。
- ・ 捕獲従事者は、捕獲場所、日時等を記録した捕獲記録票（第3号様式）を箱わな1基ごとに1枚作成し、市に提出することとします。
- ・ 市は殺処分後に体重及び頭胴長の計測、雌雄などの判定を行い、捕獲従事者が提出した捕獲記録票に追記し、モニタリングに必要なデータに供した後、本市内の斎場で焼却することとします。

(1) 処分の例外

捕獲したアライグマについて、学術研究、展示、教育その他公益上の必要性があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者に譲り渡すこととします。

(2) 捕獲の報告

市は、7(1)オ(ア)で作成した捕獲記録票（第3号様式）を取りまとめ、必要に応じて愛知県東三河総局環境保全課に提出します。

(3) モニタリング

- ・ 市は、住民等からの目撃・被害情報の集計、捕獲実績などにより、生息状況、被害状況、捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を今後の捕獲実施に適切に反映するよう努めます。
- ・ 捕獲したアライグマは、研究機関等からの要請があれば、できる限り捕獲個体調査、感染症調査等のため提供し、科学的知見の蓄積に役立てるものとしてします。

(4) 普及啓発

防除の目的や防除内容を地域住民に知らせるため、広報誌やホームページへの掲載を行うなど、普及啓発に努めるとともに、目撃等の幅広い情報提供を求めるものとしてします

8 合意形成等

防除にあたっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等と必要な調整を行い、合意形成に努めます。

(1) 地域住民との調整

地域住民を対象としたアライグマ問題の正しい知識普及と防除内容、捕獲方法などについて学ぶ講習会を県等と共同で開催し、地域住民との連携を図ります。

(2) 土地所有者・施設管理者との調整

防除を行う地域の土地管理者、施設（河川、水路等土地改良施設、緑地等）の管理者に対しては、必要に応じて防除実施内容に係る通知を行います。なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得るように努めます。